## 労働力調査の結果を見る際のポイント No. 3

## 「常雇 、 臨時・日雇」と「正規・非正規」

- 労働力調査では、雇用者について「雇用契約期間」による区分のほか、「勤め先での呼 称」による区分でも調査し、分類しています。
- (1) 雇用者の「従業上の地位」 —— 雇用契約期間を基に分類
  - 一般常雇・・・雇用契約期間が1年を超える者又は雇用契約期間を定めないで雇われている者で「会社などの役員」以外の者
    - ※ 常雇とは、一般常雇に「会社などの役員」を合わせたもの

臨時雇・・・・・雇用契約期間が1か月以上1年以下の者

日雇・・・・・・雇用契約期間が1か月未満の者

(2) 雇用者の「雇用形態」 — 勤め先での呼称により分類

正規の職員・従業員・・・・・勤め先で一般職員や正社員などと呼ばれている人 非正規の職員・従業員・・・・勤め先で「パート」「アルバイト」などと呼ばれている 人、「労働者派遣事業所の派遣社員」・「契約社員」・「嘱 託」など

- 平成20年1~3月期の詳細集計結果によると、非正規の職員・従業員(非農林業雇用者)1719万人のうち一般常雇が966万人(非正規の職員・従業員に占める割合は56%)、 臨時・日雇が752万人(同44%)となっています。
- 平成20年1~3月期の基本集計結果では、常雇が前年同期に比べ48万人増加、臨時・日雇が46万人減少となりました。一方、同時期の詳細集計結果では、正規の職員・従業員が前年同期に比べ22万人減少、非正規の職員・従業員が11万人増加となりました。非正規の職員・従業員が増加したのに臨時・日雇が減少したのは、非正規の職員・従業員のうち一般常雇が増加し、臨時・日雇が減少したことが要因の一つになっています。
  - 図 非正規の職員・従業員の従業上の地位別雇用者の対前年同期増減 (平成20年1~3月期,非農林業雇用者)

